

# ＊北海道公報

発行 北 海 道  
編集 総務部人事局  
法制文書課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

## 規 則

○児童福祉法施行細則の一部を改正する規則…………… (子ども未来推進局) 1

## 規 則

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

### 北海道規則第46号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則(昭和32年北海道規則第128号)の一部を次のように改正する。

第8条の見出しを「(障害児入所給付費等の支給の申請)」に改め、同条中「障害児施設給付費又は」を「障害児入所給付費又は」に、「障害児施設給付費等支給申請書」を「障害児入所給付費等支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書」に改める。

第9条の見出しを「(入所受給者証)」に改め、同条中「施設受給者証」を「入所受給者証」に改める。

第11条中「障害児施設受給者証再交付申請書」を「障害児入所受給者証再交付申請書」に改める。

第12条の見出しを「(高額障害児入所給付費の支給の申請)」に改め、同条中「高額障害児施設給付費の」を「高額障害児入所給付費の」に、「高額障害児施設給付費支給申請書」を「高額障害児入所給付費支給申請書」に改める。

第12条の2の見出しを「(障害児入所医療受給者証)」に改め、同条中「障害児施設医療費」を「障害児入所医療費」に、「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に、「障害児施設医療受給者証」を「障害児入所医療受給者証」に改める。

第13条の8第1項中「第33条の2第2項」を「第33条の2の2第2項」に改める。

第13条の9中「第33条の2第4項」を「第33条の2の2第4項」に改める。

第13条の10中「第33条の2第2項」を「第33条の2の2第2項」に改める。

第13条の11及び第13条の12を次のように改める。

(障害児通所支援事業等の開始等の届出)

第13条の11 法第34条の3第2項の規定による障害児通所支援事業又は障害児相談支援事業(以下「障害児通所支援事業等」という。)の開始の届出は、別記第17号様式の5によってしなければならない。

(障害児通所支援事業等の変更の届出)

第13条の12 法第34条の3第3項の規定による障害児通所支援事業等の変更の届出は、別記第17号様式の6によってしなければならない。

第13条の12の次に次の1条を加える。

(障害児通所支援事業等の廃止等の届出)

第13条の12の2 法第34条の3第4項の規定による障害児通所支援事業等の廃止又は休止の届出は、別記第17号様式の6の2によってしなければならない。

第13条の13中「第34条の3第1項」を「第34条の4第1項」に改める。

第13条の14中「第34条の3第2項」を「第34条の4第2項」に改める。

第13条の15中「第34条の3第3項」を「第34条の4第3項」に改める。

第13条の18中「第34条の11第1項」を「第34条の12第1項」に改める。

第13条の19中「第34条の11第2項」を「第34条の12第2項」に改める。

第13条の20中「第34条の11第3項」を「第34条の12第3項」に改める。

第13条の21中「第34条の14第1項」を「第34条の15第1項」に改める。

第13条の22中「第34条の14第2項」を「第34条の15第2項」に改める。

第13条の23中「第34条の14第3項」を「第34条の15第3項」に改める。

第19条第2項中「法第41条から法第44条まで」を「第41条、第42条、第43条の2若しくは第44条」に改める。

第23条を削る。

第24条の見出しを「(連戻し費等の請求)」に改め、同条中「別記第32号様式」を「別記第31号様式」に改め、同条第1号中「連れもどし」を「連戻し」に改め、同条第2号中「(知的障害児通園施設の場合を除く。)」を削り、同条第3号中「及び知的障害児通園施設」を削り、同条を第23条とする。

第24条の2及び第24条の3を削り、第25条を第24条とする。

第26条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条第2項中第10号及び第11号を削り、第12号を第10号とし、同条を第25条とする。

別記第7号様式中「障害児施設給付費等支給申請書」を「障害児入所給付費等支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書」に、「障害児施設給付費(」を「障害児入所給付費(」に、

「申請者

「申

（保護者）を請に、  
者

支給申請に係る障害児氏名	申請者との続柄
--------------	---------

を

支給申請に係る児童氏名	保護者との続柄
申請書提出者の連絡先等 （保護者以外の場合のみ記入）	フリガナ 氏名 〒 電話番号
	申請者との関係

に改め、同様式サービス利用に係る事項を次のように改める。

サービス利用に係る事項

サービスの利用状況	障害福祉サービス	利用中のサービスの種類と内容等
	障害児通所支援	利用中のサービスの種類と内容等
申請する障害児入所サービス	申請する支援の種類・申請に係る具体的内容	
	種類	<input type="checkbox"/> 障害児入所支援  <input type="checkbox"/> 指定医療機関

の付種類等	具体的内容
-------	-------

別記第7号様式サービス利用に係る事項の次に次のように加える。

減免に係る事項

申請する減免の種類	<input type="checkbox"/> I 負担上限額に関する認定（下記IIの軽減措置適用前） 次の区分の適用を申請します。 （当てはまるものに○をつけてください。いずれにも当てはまらない場合は空欄としてください。） 1 生活保護受給世帯 2 市町村民税非課税世帯に属する者であって、合計所得金額及び障害者基礎年金等の収入の合計額が80万円以下のもの 3 市町村民税非課税世帯に属する者であって、2以外のもの 4 市町村民税課税世帯（所得割28万円未満）に属するもの
	<input type="checkbox"/> II 医療型個別減免に関する認定 医療型障害児入所施設入所者（注3）であるため、医療型個別減免を申請します。
	<input type="checkbox"/> III 特定入所障害児食費等給付費に関する認定（医療型施設は除く。） 障害児入所施設入所者（注4）であるため、特定入所障害児食費等給付費を申請します。
	<input type="checkbox"/> IV 生活保護への移行予防措置（定率負担減免措置、特例補足給付）に関する認定 生活保護への移行予防措置（ <input type="checkbox"/> 定率負担減免措置 <input type="checkbox"/> 特例補足給付）を申請します。※福祉事務所が発行する境界層対象者証明書が必要となります。

別記第7号様式末尾欄外注を次のように改める。

注

- 「保険者名及び番号」欄及び「被保険者証の記号及び番号」欄は、医療型障害児入所施設・指定医療機関を希望する場合、記入すること。
- いずれも、事実関係を確認できる書類を添付して申請すること。
- 対象施設は、障害児入所給付費及び障害児入所医療費の対象となる入所施設であること。
- 対象施設は、障害児入所給付費の対象となる入所施設であること。

別記第8号様式（第1面）中「障害児施設受給者証」を「入所受給者証」に、

施設給	入所給	「 <input type="checkbox"/>	「 <input type="checkbox"/>
-----	-----	----------------------------	----------------------------

「付決定保護者」を「付決定保護者」に、「障害児」を「児童」に改め、同様式（第2面）中「施設給付決定」を

「入所給付決定」に、「施設支援」を「入所支援」に、

利用者負担割合 (原則)	1 割	負担上限月額	
適用期間			
食事提供加算対象者			

を

負担上限月額	
--------	--

に改め、同様式（第3面）中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に改め、同様式（第4面）2の事項中「指定施設支援」を「指定入所支援」に、「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に改め、同様式（第4面）中6の事項を7の事項とし、同様式（第4面）5の事項中「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に改め、同事項を同様式（第4面）6の事項とし、同様式（第4面）4の事項中「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に改め、同事項を同様式（第4面）5の事項とし、同様式（第4面）3の事項中「指定施設支援を」を「指定入所支援を」に、「指定施設支援に要した費用（食費、光熱水費等を除く。）の1割を「当該入所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）で定める額（当該額が指定障害児入所支援に通常要する費用（入所特定費用を除く。）の総額を1割相当を超えるときは、1割相当の額）」に改め、同事項を同様式（第4面）4の事項とし、同様式（第4面）2の事項の次に次の1事項を加える。

3 医療型障害児入所施設に入所するときは、この証に医療保険の被保険者証及び児童入所医療受給者証を添えて、指定障害児入所施設等に提示してください。

別記第8号様式（第5面）11の事項中「施設給付決定」を「入所給付決定」に、「指定施設支援」を「指定入所支援」に、「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に改め、同事項を同様式（第5面）12の事項とし、同様式（第5面）中10の事項を11の事項とし、7の事項から9の事項までを1事項ずつ繰り下げる。

別記第9号様式中「障害児施設給付費等支給申請内容変更届出書」を「障害児入所給付費等支給申請内容変更届出書」に、

「届出者（保護者）」を「届出者」に、「支給申請に」を「給付決定に」に、「障害児氏名」を「児童氏名」に、「保護者との関係」を「届出者との関係」に、「支給決定保護者等」を「入所給付決定保護者」に改める。

別記第10号様式中「障害児施設受給者証再交付申請書」を「障害児入所受給者証再交付申請書」に、「障害児施設受給者証の」を「障害児入所受給者証の」に、

「申請者（保護者）」を「申請者」に、「支給申請」を「給付決定」に、「障害児氏名」を「児童氏名」に、「続柄」を「続柄」に、「申請者以外」を「保護者以外」に改める。

別記第11号様式を次のように改める。

**別記第11号様式**（第12条関係）

高額障害児入所給付費支給申請書

年 月 日

北海道知事 様

児童福祉法第24条の6第1項の規定により、高額障害児入所給付費の支給を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

フリガナ		制 度	受給者証番号又は被保険者証番号
申請者氏名			
生年月日	年 月 日		
	〒		

居 住 地					電話番号
フリガナ			生年月日		
給付決定に係る児童氏名			保護者との続柄		
申請書提出者の連絡先等 (保護者以外の場合のみ記入)	フリガナ			申請者との関係	
	氏名				
			電話番号		
サービス利用月の世帯における対象費用の支払合計額			円	申請に係るサービス利用月	年 月 分
サービス利用月の申請者の対象費用の支払合計額			円		
同一世帯に属する他の支給決定障害者等	氏名	生年月日	制 度	受給者証番号又は被保険者証番号	
口座振替先	金融機関名			店舗名	
	貯金種別			口座番号	
	フリガナ				
	口座名義人				

注

1 「制度」欄は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく介護給付費等の支給を受けている場合は①を、児童福祉法に基づく障害児入

所給付費等の支給を受けている場合は②を、介護保険法に基づく介護給付費等の支給を受けている場合は③をそれぞれ記入してください。

- 2 支払額を証する領収書を添付してください。
- 3 世帯範囲の特例の適用を受けている場合は、その世帯範囲で申請してください。
- 4 申請者と同一世帯の他の支給決定障害者等全員分の申請書を併せて提出してください。

別記第12号様式(表)中「障害児施設医療受給者証」を「障害児入所医療受給者証」に、

「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に、「障害児」を「児童」に、「障害児施設医療(食事療養を除く。)」を「障害児入所(食事療養を除く。)」に改め、「月額 円」を削り、同様式(裏)2の事項中「障害児施設医療を受けようとする」を「医療型障害児入所施設に入所する」に、「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に改め、同様式(裏)3の事項中「障害児施設医療」を「障害児入所医療」に改め、同様式(裏)4の事項中「障害児施設医療」を「障害児入所医療」に、「施設給付決定保護者等」を「入所給付決定保護者等」に改め、同様式(裏)5の事項中「障害児施設医療費」を「障害児入所医療費」に、「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に改める。

別記第17号様式の5及び別記第17号様式の6を次のように改める。

別記第17号様式の5(第13条の11関係)

障害児通所支援事業等開始届

年 月 日

北海道知事 様

届出者 住所  
氏名  
(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

別記第17号様式の5及び別記第17号様式の6を次のように改める。

別記第17号様式の5(第13条の11関係)

障害児通所支援事業等開始届

年 月 日

北海道知事 様

届出者 住所  
氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

次のとおり(障害児通所支援事業・障害児相談支援事業)を開始しますので、児童福祉法第34条の3第2項の規定により届け出ます。

1 事業

- (1) 種類
- (2) 提供する便宜等の内容
- (3) 事業の運営の方針

2 経営者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）

- (1) 氏名（名称）
- (2) 住所（所在地）

3 事業開始に伴う条例、定款その他の基本約款

別添のとおり

4 運営規程

別添のとおり

5 職員の定数及び職務の内容

職 種	職 務 の 内 容	職員の定数
		人

6 主な職員の氏名及び経歴

職 種	氏 名	経 歴

7 当該事業の用に供する施設の内容

- (1) 名称
- (2) 種類
- (3) 所在地

8 事業開始の予定年月日

9 収支予算書及び事業計画書 別添のとおり（インターネットを利用して閲覧が可能な場合は、そのホームページアドレス）

注 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜別紙によること。

別記第17号様式の6（第13条の12関係）

障害児通所支援事業等届出事項変更届

年 月 日

北海道知事 様

届出者 住 所  
氏 名

（法人にあっては、主たる事務所の所  
在地及び名称並びに代表者の氏名）

次のとおり、児童福祉法第34条の3第2項の規定により届け出た（障害児通所支援事業・障害児相談支援事業）を変更しましたので、同条第3項の規定により届け出ます。

1 事業

- (1) 種類
- (2) 提供する便宜等の内容
- (3) 事業の運営の方針

2 経営者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）

- (1) 氏名（名称）
- (2) 住所（所在地）

3 事業開始に伴う条例、定款その他の基本約款

別添のとおり

4 運営規程

別添のとおり

5 職員の定数及び職務の内容

職 種	職 務 の 内 容	職員の定数
		人

6 主な職員の氏名及び経歴

職 種	氏 名	経 歴

( 在地及び名称並びに代表者の氏名 )

7 当該事業の用に供する施設の内容

- (1) 名 称
- (2) 種 類
- (3) 所在地

8 事業開始の予定年月日

9 収支予算書及び事業計画書 別添のとおり (インターネットを利用して閲覧が可能な場合は、そのホームページアドレス)

注

- 1 変更になる項目番号を○で囲み、変更部分のみ記載すること。
- 2 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜別紙によること。

別記第17号様式の6の次に次の1様式を加える。

別記第17号様式の6の2 (第13条の12の2関係)

障害児通所支援事業等廃止 (休止) 届

年 月 日

北海道知事 様

届出者 住 所  
氏 名

( 法人にあっては、主たる事務所の所 )

次のとおり (障害児通所支援事業・障害児相談支援事業) を廃止 (休止) しますので、児童福祉法第34条の3第4項の規定により届け出ます。

- 1 廃止 (休止) 予定年月日
- 2 廃止 (休止) の理由
- 3 現に便宜を受け、又は通所している者に対する措置
- 4 休止の予定期間

別記第17号様式の7及び別記第17号様式の8中「第34条の3第1項」を「第34条の4第1項」に、「運営規定」を「運営規程」に改める。

別記第17号様式の9中「第34条の3第3項」を「第34条の4第3項」に改める。

別記第17号様式の11及び別記第17号様式の12中「第34条の11第1項」を「第34条の12第1項」に改める。

別記第17号様式の13中「第34条の11第3項」を「第34条の12第3項」に改める。

別記第17号様式の14及び別記第17号様式の15中「第34条の14第1項」を「第34条の15第1項」に改める。

別記第17号様式の16中「第34条の14第3項」を「第34条の15第3項」に改める。

別記第21号様式中「第4号の2」を「第5号」に改める。

別記第22号様式別紙を次のように改める。

別紙

内 訳 書

氏 名	年 齢	措置期間	点 数 分					点数以外の分				計	備 考
			初診料	入院料	入院時 食 事 療 養 費	処置料	療養担 当 手 当	胎 盤 処 置 料	分 娩 介 助 料	新生児 介 補 料	産科医療 保障制度 の 保 険 料		
		～	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
		～											
		～											
		～											

		～											
合 計													

別記第25号様式別紙を次のように改める。

別紙

内 訳 書

氏 名	年 齢	措置期間	点 数 分					点数以外の分				計	備 考
			初診料	入院料	入院時 食 事 療 養 費	処置料	療養担 当 手 当	胎 盤 処 置 料	分 娩 介 助 料	新生児 介 補 料	産科医療 保障制度 の 保 険 料		
		～	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
		～											
		～											
		～											
		～											
合 計													

別記第28号様式中「及び第4号の2」を「及び第5号」に改め、同様式別紙1の注1の事項中「同条第4号の2」を「同条第5号」に改め、同様式別紙2中「1/10額を徴収分徴収分」を「0円」に改める。

別記第29号様式中「及び第4号の2」を「及び第5号」に改め、同様式別紙1の注1の事項中「同条第4号の2」を「同条第5号」に改め、同様式別紙2中「1/10額を徴収分徴収分」を「0円」に改める。

別記第31号様式を削り、別記第32号様式を別記第31号様式とする。

別記第33号様式から別記第35号様式までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際この規則による改正前の児童福祉法施行細則（次項において「旧規則」という。）の別記第8号様式の障害児施設受給者証又は別記第12号様式の障害児施設

医療受給者証で現にその効力を有するものは、この規則による改正後の児童福祉法施行細則（同項において「新規則」という。）の別記第8号様式の入所受給者証又は別記第12号様式の障害児入所医療受給者証とみなす。

3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合には、新規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。